

# ふるさとと納税寄附金について

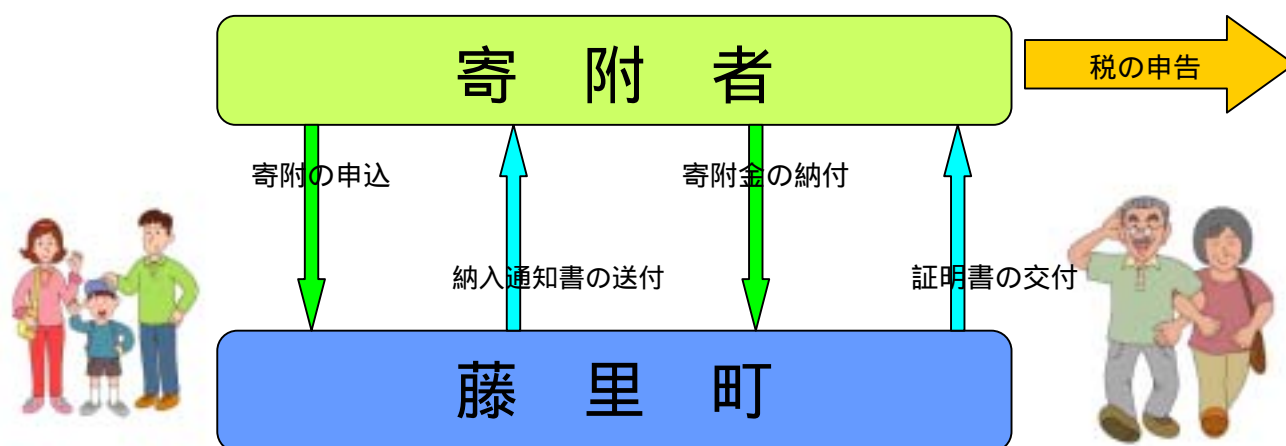
ふるさと納税寄附金は、ふるさと納税制度により、おじいさん、おばあさんたちの健康・福祉の増進を図ること、白神山地などの自然環境保全、ふるさとを愛する皆様からの寄附金を充てさせていただき「ふるさと藤里」づくりを進めようとするものです。

皆様のふるさとにかけの思いをお伝えいただき、町の仕事として取組んでまいりたいと存じます。多くの皆様のご支援をお待ちしております。

寄附金の活用は、当面つぎの事業に活用させていただきます。

(1)ふるさとの父母兄弟のための福祉に関する事業

(2)ふるさとの自然環境保全に関する事業



専用のふるさと納税寄附金申込書に必要事項を記入の上、藤里町総務課ふるさと納税担当までお申し込み下さい。

藤里町から、ふるさと納税寄附金の納入通知書を送付します。

納入通知書により、金融機関などでお支払いください。この段階で申込書の金額に変更があっても差し支えありません。

(まことに申し訳ありませんが、秋田銀行、JAあきた白神農業協同組合以外からのお支払い時には、振替手数料をご負担ください)

現金書留払いを希望される方は、下記住所へ郵送下さい(申し訳ありませんが、郵送料金等についてはご負担下さい。)

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8

藤里町役場 会計管理者 宛

確定申告の時期までに、藤里町から寄附金受領証明書を送付します。

ふるさと納税寄附金申込書につきましては、藤里町総務課ふるさと納税担当までお問い合わせ下さい。（電話 0185-79-2111、FAX 0185-79-2293）

寄附金の額は、5,000円以上とさせていただきます。

寄附金は適正に管理運用し、毎年の事業実施状況と運用状況を町広報及び町ホームページでご報告させていただきます。

【控除を受けるためには】

確定申告の手続が必要です。最寄りの税務署に藤里町が発行する寄附金受領証明書を提出していただくと、寄附いただいた金額から5,000円を控除後、住民税所得割額の10%を限度として住民税の税額と、所得税の一部が控除されます。

【所得税・住民税控除の例について】

例1 夫婦・子2人（うち1人特定扶養）の給与所得者（年収500万円）の場合

1万円を寄附	5,000円を税額から控除	住民税	4,700円	所得税分	300円
3万円を寄附	17,400円を税額から控除	住民税	16,100円	所得税分	1,300円
5万円を寄附	20,400円を税額から控除	住民税	18,100円	所得税分	2,300円
10万円を寄附	27,900円を税額から控除	住民税	23,100円	所得税分	4,800円

例2 夫婦のみの給与所得者（年収700万円）の場合

1万円を寄附	5,000円を税額から控除	住民税	4,000円	所得税分	1,000円
3万円を寄附	25,000円を税額から控除	住民税	20,000円	所得税分	5,000円
5万円を寄附	45,000円を税額から控除	住民税	36,000円	所得税分	9,000円
10万円を寄附	65,700円を税額から控除	住民税	46,700円	所得税分	19,000円

この表でわかるように、寄附金全額が控除となることはありませんので、ご注意ください。

ふるさと納税寄附金申込書その他ふるさと納税制度については、下記までお問い合わせください

秋田県藤里町総務課ふるさと納税担当

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8

TEL 0185-79-2111 FAX 0185-79-2293

E-mail [gyoukaku@town.fujisato.akita.jp](mailto:gyoukaku@town.fujisato.akita.jp)